

## AI と著作権に関する考え方について（素案）に対する意見

## ■意見1

○該当項目  
全般

## ○意見内容

本素案で取りまとめられている各論点については、現行法の枠組みを維持することを前提とし、生成 AI の社会的な普及に伴う著作権者、利用者、開発事業者のそれぞれの懸念を考慮して、AI と著作権についての考え方を整理し、周知しようとするものであり、こうした解釈が示されること自体、当協会としても期待感をもってこれまでの法制度小委員会での議論についてもフォローをして参りました。本素案を取りまとめられた関係者の皆さまのご尽力に敬意を表したいと存じます。生成 AI は世界中で開発競争が行われている有望技術です。多様で優れた文化・知財の蓄積が AI 技術開発を促進し、新しい技術が文化の創造を一層発展させることにより、日本におけるイノベーション（技術革新）とクリエイション（文化創造）の好循環を生み出すことを期待します。

一方で、整理された各論点については、当協会の会員企業各社が生成 AI を開発し、または利用・普及を積極的に促進する立場で、広く社会の利便性を向上して行こうとする方向性の中で、明確化をしていただきたい点や懸念点もございますので、以下、意見を申し述べます。

本素案は「AI と著作権に関する考え方」という表題が付されていますが、実際の内容については、生成 AI に関する記載が中心となっており、誤解を招く表現となっていることから、本文書の対象となる技術のスコープについては明確化することが望ましいと考えます。

例えば、表題を「AI と著作権-生成 AI に関する論点を中心に-」のように、本素案で説明している内容を表題においても明確化すべきと考えます。

## ■意見2

○該当項目

1. はじめに

## ○意見内容

まず、本素案の内容及びその検討に至る過程について、AI と著作権に関する議論における論点の複雑性、日本の AI 戦略に与える影響、この解釈が果たす社会的役割の重要性にも関わらず、約半年という極めて短時間で議論が行われており、特に適切なステークホルダーの関与が十分になされないまま解釈を示すことがやや拙速ではないかと考えております。

また、パブリックコメントの期間が1月23日から2月12日という短時間（最終日の2月12日は祭日であり、実質的にはほぼ2週間強しかない）であり、37ページの難解な長文の素案を正確に読み込み、AI 事業者においては自社の将来の方向性を含めた事業を前提にこれを分析し、適切に意見を表明することは困難であり、このような手続きで、素案に対してAI 事業者や産業団体から適切な意見聴取は不可能であると考えます。

さらに、本パブリックコメントは、「考え方」の案に対するコメントではなく、あくまで「素案」に対するコメントを求めるものとなっております。「素案」である以上、今回のパブコメを踏まえて、再度成案に向けた議論を深める必要があると考えますし、その成案に対してステークホルダーの意見を聴取することが必要と考えます。

### ■意見3

#### ○該当項目

##### 5. (1) 学習・開発段階 非享受目的に該当する場合について

#### ○意見内容

p.17 の一つ目の▶において、享受目的が併存すると評価される場合の例として、「AI 学習のために用いた学習データに含まれる著作物 (①) の創作的表現を出力させる意図は有していないが、既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータに含まれる著作物 (②) の創作的表現の全部又は一部を、生成 AI を用いて出力させることを目的として、著作物 (②) の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、著作物の複製等を行う場合」(番号は意見提出者にて追記) が挙げられている。ここでいう「著作物の複製」は、創作的表現を出力させる意図を有さずに行う著作物 (①) の学習ではなく、既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータに含まれる著作物 (②) の学習ないし入力を指すと思われるが、その旨明確になっておらず、①の学習一般について享受目的が併存すると評価され無許諾の学習が権利侵害と誤解される恐れがあり、適切な表現ではない。したがって、「AI 学習のために用いた学習データに含まれる著作物の創作的表現を出力させる意図は有していないが、既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータに含まれる著作物 (以下「出力対象著作物」という。) の創作的表現の全部又は一部を、生成 AI を用いて出力させることを目的として、出力対象著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、出力対象著作物の複製等を行う場合」のように、享受目的が併存すると評価される場合は、②の学習ないし入力の場合に限っている旨を明確化すべきと考えます。

### ■意見4

#### ○該当項目

##### 5. (1) 学習・開発段階 非享受目的に該当する場合について

#### ○意見内容

生成 AI の学習・開発段階 (インプット) と、生成・利用段階 (アウトプット) は峻別されるべきであり、学習済みモデルの学習・開発行為に著作権侵害が認められる場合は極めて限定されるべきと考えます。p.18 の一つ目の○にある、生成 AI の利用により、仮に学習した著作物と創作的表現が共通した生成される事例があったとしても、その事実のみをもって当該生成 AI のインプット段階の AI 事業者の学習・開発段階における享受目的を推認することまではできない旨の記載は、生成 AI にはインプット段階の後にアウトプット段階があるという時系列に照らして正論であり、インプット段階における AI 事業者の AI 学習・開発行為を萎縮させないという点において大原則となる考え方であり、AI 開発事業者として賛同いたします。

この大原則に関わらず、アウトプットがインプットの適法性に影響を及ぼすような記載も見られるが、上記大原則との関係で極めて例外的な場合であることが強調されるべきと考えます。

たとえば、p.16 の脚注 14 には、AI 事業者の学習・開発段階というインプット段階の行為に関し、「事業者が侵害物の生成を抑止するための実効的な技術的手段を講じている場合、事業者の行う AI 学習のための複製が、非享受目的であることを推認させる事情となり得る、といった意見があった。」との記載について、これが逆説的に読まれ、インプット段階で侵害物の生成を抑止するための実効的な技術的手段を講じていないことが問題

になった場合に、遡って、それ以前に事業者の行った AI 学習のための複製が、享受目的であることを推認させる事情にあたる誤解されないように留意する必要があるものと考えます。さもなければ、技術的手段を講じていなかったことをもって享受目的が肯定されてしまうことになりかねず、アウトプット段階での技術的手段の有無やその程度が、インプット段階における学習・開発における複製の問題に波及するとすれば、時系列の点からみて遡及的な責任追及となり、AI 事業者の AI 開発が不当に萎縮することになりかねません。一度学習させたモデルの学習を「やりなおす」ことの技術的困難性や負荷についても具体的に説明し、社会一般における正確な理解を求めることが必要ではないかと考えます。

## ■意見 5

### ○該当項目

5. (1) 学習・開発段階 エ (イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

### ○意見内容

p. 20 の 3 番目の○では、「作風」について、著作権法上保護されないという原則を確認し、作風が似るにすぎない生成物が生成される場合、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの…『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しないと考えられる」と記載されているが、その後段において「他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。」という記載もあるところ、当該記載は、本来的に著作権法の保護を受けない「作風」について、一定の保護を認めると解釈し得るものであり、そのような解釈は、「AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある」という前提に立つ「考え方」の立場と矛盾しており、そのような考え方を合理的な考え方のように示すことは妥当ではないと考えます。また、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要」という AI 事業者の側では知り得ない事情に基づき、AI 学習自体が著作権侵害となりうるという解釈であり、事業の安全性を考慮すると大きな萎縮作用が働きかねないと考えます。また、このような解釈に基づく著作権者からの権利行使を受けるリスクは予見できないものであり、AI 事業者の AI 開発に不利益な影響を及ぼすものと考えます。

p. 20 の最下段「なお、」以下の記載 (p. 20 一番下の○) がどのような事例を想定しているか判然としないところではありますが、「特定のクリエイターの作品である少量の著作物」のみを学習データとした場合であっても、特定のクリエイターの異なる作品間に同じ「作風」を認めることができるのはごく限られた場合であると考えられ、「作風」の学習も著作権侵害であるとの誤解を生じざる懸念があります。また、「少量」という、解釈に幅のある量的概念を文言として用いること自体、AI 事業者の学習・開発行為への萎縮効果を生じさせ得るものと考えます。

さらに、p. 21 の脚注 20 において、「また、アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されること等の事情が、法第 30 条の 4 との関係で「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないとしても、当該生成行為が、故意又は過失によって第三者の営業上の利益や、人格的利益等を侵害するものである場合は、その他の要件を満たす限りにおいて、当該行為者が不法行為責任や人格権侵害に伴う責任を負う場合はあり得ると考えられる (後掲 (3) ウも参照)」という記載がありますが、ここでいう「当該行為者」に該当する主体が明確に示されておらず、当該生成 AI の利用者が該当し得ると解することもできることから、AI の学習・開発段階の項目の脚注であることから、当該生成行為に関して AI 事業者が責任を負うことが示唆されているように読み取られる可能性もあります。従って、この脚注は削除するか、「なお、アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されること等の事情が、法第 30 条の 4 との関係で「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に

は該当せず、当該生成 AI を開発する事業者が著作権侵害の責任を負わないという結論になったとしても、当該生成 AI を利用する行為が、故意又は過失によって第三者の営業上の利益や、人格的利益等を侵害するものである場合には、その他の要件を満たす限りにおいて、当該生成 AI を利用した者が不法行為責任や人格権侵害に伴う責任を負う可能性はあると考えられる（後掲（3）ウも参照。」と修正し、AI 学習・開発行為を行う事業者が過度に萎縮することのないようにするのが適切と考えます。

## ■意見 6

### ○該当項目

5.（1）学習・開発段階 エ（エ）学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方

### ○意見内容

p. 23 の 1 つ目の○について、「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていること等の事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合」には当該データベースの無許諾利用は法第 30 条の 4 但書に該当する旨が記載されています。しかし、「当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される」とどまる段階では、当該データベースの著作物はまだ存在していないのであり、かかる状況において、ウェブサイト内のデータを収集して AI 学習のために複製等する行為を、将来販売される予定がある当該データベースの著作物と「情報の選択又は体系的な構成」（法第 12 条の 2 第 1 項）において同一又は類似のデータベースの著作物を複製する行為と同一視することはできません。それにもかかわらず、ウェブサイト内のデータを収集して AI 学習のために複製等する行為が同条本文の権利制限が適用されないおそれがあるとした場合、どの著作物との関係で同条本文の適用有無が変わるのか不明確になり、結果として生成 AI の開発に対し強い萎縮効果を発生せしめると考えます。

また、仮に、そのような「推認」が実際に生じる場合であっても、権利者が技術的な措置を講じたのであれば、すなわち将来的に情報解析に活用できる形で整理したデータベースを販売するといった単純な因果関係で事業を企画することは、企業の事業企画の実態と乖離していると思料するところ、そもそもそのような「推認」が本当に生じ得るのかについては疑問です。加えて、クローラのブロック技術は、サーバの負荷軽減、積極的には見られたくない Web ページや重要性の低い Web ページが検索対象となることを避ける等の目的で従来から用いられており、その用途は第三者からは分からず、ブロック技術を以って、そのような「推認」はできないと考えます。情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定がある事実は、他の様々な事実（権利者内部における検討の状況等）の積み重ねによって推認するべきものであり、そのような考慮要素が全く示されておらず「等」でくくられているのは適切ではなく、この部分についてはその他の考慮要素を具体的に示すべきであり、少なくとも「このような措置が講じられていること等の事実から」と記載されている部分については、「このような措置が講じられていることと合わせてその他の事実から」、又は単に「その他の事実から」と修正すべきと考えます。

また、p. 23 の脚注 24 については、例えば AI 開発者側で利用しようとしているクローラ以外のどのようなクローラであっても、一つのクローラに対して、ある特定の権利者が技術的な措置を講じるべきと意思表示し、当該ウェブサイトが robots.txt により、当該権利者の著作物を含むウェブサイト上の全てのデータについて、当該クローラをブロックする措置をとれば、当該権利者の著作物のみならず、当該ウェブサイト上の全てのデータについて、情報解析用データベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される可能性を示唆するものであり、法第 30 条の 4 に基づく利用ができない場合があるようにも読めるものです。これは、実質的に特定の

権利者による意思表示があることをもって、当該権利者の著作物のみならず、当該ウェブサイト上の全てのデータについて、法第 30 条の 4 に基づく利用ができなくなる可能性を示唆するものであり、AI 開発者による学習を過度に萎縮させるため適切でないと考えます。

更に、「あらゆる AI 学習用クローラをブロックする措置までは取られていない」のであれば、むしろ、一部の AI 学習用クローラについてはあえて特段ブロックせず、当該方法による AI 学習への利用については将来販売される予定のデータベースの著作物を使用させる特段の意思を有していないと捉えるのが素直な理解と考えます。

「あらゆる AI 学習用クローラをブロックする措置」が取られているなら格別、単に一部の AI 学習用クローラをブロックしていることは、「情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素」とはいえないのではないかと考えます。

## ■意見 7

### ○該当項目

5. (1) 学習・開発段階 エ (エ) 学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方

### ○意見内容

p. 23 の 1 つ目の○について、「措置を回避して、クローラにより当該ウェブサイト内に掲載されている多数のデータを収集することにより、AI 学習のために当該データベースの著作物の複製等をする行為」について、法第 30 条の 4 但書が適用される旨の記載がなされています。この記載は、審議会での議論状況を見るに、あくまで AI 学習のために、データベースの著作物を、データベースの著作権が侵害される態様（素材の選択や体系的な構成が複製される態様）で複製する行為については、法第 30 条の 4 但書が適用される旨を記載しているものと考えられますが、その趣旨が不明確な表現となっており、データが「多数」であれば、そのデータの複製がすべからず法第 30 条の 4 但書に該当し許諾が必要というようにも読めてしまい、適切ではないと考えます。そのため、上記部分については、「措置を回避して、クローラにより当該ウェブサイトから当該データベースの著作物の著作権に抵触する形で AI 学習のための複製等をする行為」といった表現に改め、趣旨の明確化を図るべきと考えます。

p. 21 から 23 にかけてのデータベースの著作物に関する議論は、「データベースの著作物」とその構成要素たる個々のデータの著作物が明確に区別されておらず、また、現状のサービスを前提とするとほぼ要件を充足しないと思われる仮定的な事例（p. 21 の最下段の○、p. 23 の最上段の○）が設定されており、例えば新聞社が提供するデータベース（「データベースの著作物」には該当しない場合が十分考えられる）を構成する個々のデータ（個別の記事など）の学習が、著作権法 30 条の 4 但書に該当するというデータベースの作成者の主張を誘引する素地を与え得ることにもなりかねず懸念があります。

## ■意見 8

### ○該当項目

5. (1) 学習・開発段階 エ (オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

### ○意見内容

p. 23 (オ) における海賊版等の権利侵害複製物の AI 学習について記載について、AI 事業者は学習対象が海賊版か否かについて正確かつタイムリーに把握することは困難です。一方で、権利者などから海賊版との通知を受けるたびに、学習対象からかかる素材を排除するのみならず、作成済みの学習用データセットや学習済モデル作成の「やりなおし」等、都度の対応が必要になることを想定すると、AI 開発者にとって当該対応への体制づくりコスト負担を含め大きな負担になるのではないかと懸念いたします。海賊版対策が急務であることは当

然としても、海賊版を AI 学習の対象から除外し得る実効的な情報提供の枠組みを含めた対応の検討について、現実的な実施可能性や事業者に対する負担を踏まえた検討が必要と考えます。その上で、仮に、このような通知への対応が必要だとしても、例えば当該対応は通知後に行われる学習・開発行為に限られ、遡及して過去の学習・開発行為にまで影響を及ぼすものではないとするなど、実現可能性を十分に考慮した整理がなされるべきと考えます。

なお、非享受目的で学習する場合には、海賊版であるか否かに関わらず著作権者には著作権法により保護される利益の侵害はないという原則であると認識しているところ、p. 25 の脚注 27 においては、独自の解釈が提示されており、徒に AI 事業者の開発を不当に萎縮させることになり得るものと考えます。

## ■意見 9

### ○該当項目

#### 5. (2) 生成段階 依拠性の議論 p. 29-30

### ○意見内容

p. 30 (イ) ②の一つ目の✓において、AI 学習用データに著作物が含まれる場合には、それをもって依拠性が通常推認されるという整理については、本来具体的な技術を前提として裁判所で決定される事柄であり、現状の記載のような明確にすぎる記載方法には違和感があります。

AI 学習がなされた著作物はパラメータ化されるため、技術的にみた場合、アイデアになっているという解釈も可能であり（たとえば、奥邨弘司「生成 AI と著作権に関する米国の動き～AI 生成表現の著作物性に関する著作権局の考え方と生成 AI に関する訴訟の概要～」コピーライト No. 747/vol. 63 p. 31, 45）、学習用データに著作物が含まれる場合には依拠性が認められることが当然のような記載は避けるべきと考えます。

また、p. 30 (イ) ②二つ目の✓において、「このような技術的な措置が講じられていること等の事情から、当該生成 AI において、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI 利用者において当該評価を基礎づける事情を主張・立証することにより、当該生成 AI の開発・学習段階で既存の著作物を学習していた場合であっても、依拠性がないと判断される場合はあり得ると考えられる」との記載について、ここでの「利用されていない」という語は、「学習用データセット内に複製していない」とも誤解される恐れがあります。そのような誤解を避けるため、この部分は、「このような技術的な措置が講じられていることや、学習から生成に至るアルゴリズム等の事実関係から、生成 AI の学習から生成に至るプロセスを全体的に評価し、創作的表現が（そのまま）利用されていないと法的に評価できる場合には」との記載に修正するべきと考えます。

さらに、p. 31 ウでは、「上記のイ②で確認したことの反面として、当該生成 AI の開発・学習段階で当該既存の著作物を学習に用いていなかった場合、これは、依拠性が認められる可能性を低減させる事情と考えられる」としているが、前記と同様、「用いる」という用語の意味が明確でなく、これが「学習用データセット内に複製していない」意味であると誤解される恐れがあります。そのような誤解を避けるため、この部分は、「上記のイ②で確認したことの反面として、生成 AI の学習から生成に至るプロセスを全体的に評価し、創作的表現が（そのまま）利用されていないと法的に評価できる場合には、依拠性が認められる可能性を低減させるものと考えられる」との記載に修正するべきと考えます。

## ■意見 10

### ○該当項目

#### 5. (2) 生成段階 侵害行為の責任主体

## ○意見内容

p. 32～33 において侵害行為の責任主体についての議論があるが、AI 生成物はプロンプトにより大きく左右されるという性質を踏まえ、AI 利用者がまず一次的な責任主体であることについては言及されるべきではないかと考えます。現状の記載ぶりはそこへの言及が限定的であり、AI 事業者の責任についての記載に多くの紙幅が割かれており、あたかも AI 生成物に関して AI 事業者が責任を負うことが強調されているように感得されかねない点に懸念があります。もちろん、既存の判例・裁判例に照らせば、規範的な行為主体として「生成 AI の開発や、生成 AI を用いたサービス提供を行う事業者が、著作権侵害の行為主体として責任を負う」可能性それ自体があり得る点については理解いたします。

AI 事業者には、生成 AI の基盤モデルの開発のみを行う者、開発された生成 AI の基盤モデルの提供を受け、場合により追加のカスタマイズを加えつつ生成 AI のサービス提供を行う者など多様な事業者が含まれ、それぞれの AI 事業者間の関係性も様々である上に、技術的發展とともに各事業者の関わりも変わりうるものです。こうした関係性を考慮せず、一律に事業者が侵害主体となり得るとの見解を示すことは、事業者全てに対して著作権侵害にかかるリスク（差止請求、損害賠償請求、刑事罰も含まれる）があることを過度に意識させる結果となり、AI 学習・開発行為それ自体や、関連する事業者間の協働に萎縮効果をもたらすことを憂慮いたします。

また、p. 32 キ以降で述べられている侵害行為の責任主体について、p. 33 の①～④において特定の考慮要素がかなり具体的に書かれている一方、その考慮要素が依ってたつべき規範に関する記載が少ない。そのため、あたかもこの考慮要素を満たす／満たさないで行為主体が決まってしまう印象が与えられ、例えば生成 AI が既存の著作物の類似物を生成することを防止する技術的な手段を施していないと、常に事業者が責任主体として認定され、侵害責任を問われることになるかのような印象を与えてしまう点が懸念されます。この懸念を払拭するため、事業者が侵害主体と評価される可能性を低減する方法は、技術的な手段に限定されないという点を p. 33 の③においては脚注等において明記することに加え、責任主体を認定する要素は、例えば、被疑侵害著作物の生成に利用者／事業者がどのように・どの程度関与したか、被疑侵害行為（生成後の利用行為も含む）に利用者／事業者がどのように・どの程度関与したかといった要素によって決定されるべきといったように、責任主体の認定に当たって必要と考えられる考慮要素を網羅的に示すべきと考えます。

p. 33②に、「事業者が、生成 AI の開発・提供に当たり、当該生成 AI が既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにも関わらず、当該類似物の生成を抑止する技術的な手段を施していない場合、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まるものと考えられる。」との記載がありますが、そもそも、「類似物の生成」がすなわち著作権侵害であることを前提とした記載となっていると思われるところ、必ずしもそうはならない場合もあるのだとすると、事業者がかかる類似物の生成を抑制する技術的な手段を施す必要が常にあるかどうかについては、議論の余地があり、一義的に決められるものとも言えない場合があると考えます。

仮に、事業者が、ある程度、生成 AI が既存の著作物の類似物を生成する蓋然性があると認識している場合であっても、それがいかなる程度をもって「蓋然性が高い」と評価されるかは不透明であり、にもかかわらず、事業者は何らかの技術的な手段を施さない限りは責任主体となりうることも解釈し得る記載になっております。ここで想定する技術的な手段の内容・程度も不明確であり（例：AI 利用者によるどのような用途を想定して対応を行うべきか、その対応として学習データに含まれる著作物をそのままアウトプットすることについて抑止するフィルターを求める趣旨か、それを超えて著作物の類似という高度な法的判断を伴う選別を AI 事業者に求める趣旨か、など）、AI 事業者に網羅的で過剰な対応を求め、イノベーションに対する過剰な負荷を強いる結果となるものと憂慮いたします。なお、過度な技術的な手段を事業者に求めることは実質的な参入障壁にもなり得、自由な市場競争の阻害要因にもなり得る点にも留意すべきと考えます。技術的な手段を講じることは侵害リスクを軽減させるという観点では有用に作用することもあるとは考えますが、これは事業者が提供する生成 AI の特性、顧客のニーズ、各企業の考え方に沿って事業者が自ら判断して対応すべき事項と考えます。

そもそも、現在広く普及し始めている生成 AI の汎用的なモデル開発段階において、特定のアウトプットを念頭に置いて技術的な手段を施すこと自体もその必要性は慎重に検討されるべきであり、仮に生成 AI が「既存の著作物の類似物を生成」するとしても、AI 利用者が個人であれば（たとえ依拠性が認められた場合でも、生成された著作物が侵害物であるとの認識がない場合には）私的使用目的の複製などの著作権の権利制限規定の適用があり、当該 AI 生成物が侵害とはならない場合も想定されます。既存の著作物の類似物を AI 生成物が直ちに侵害とはならない場合も十分にあることも念頭に、AI 事業者の責任を過度に拡張することのないよう、AI 生成物に関する侵害を検討する際には、このことにも留意し、慎重に議論・整理していただくことを期待します。

なお、p. 33 脚注 41 では、「事業者が著作権侵害の行為主体と評価されない場合でも、AI 利用者による著作権侵害の帮助者として、民法上の共同不法行為責任を負う」との意見があった旨記載されており、侵害主体とならない場合でも帮助者として責任を負うおそれがあることが示唆されています。かかる記述を盛り込むのであれば、著作権の侵害行為について、事業者が侵害主体とならない場合であっても帮助者になるのはどのような場合か、侵害主体と帮助者を分けるのは何であるか、といった重要な点についても精緻な議論を行った上で考え方を示し、予測可能性を高めていただくことを要望します。さもなければ、侵害主体又は帮助者としていかなる場合に事業者が責任を負うことになるのか明らかでなく、結果として生成 AI の開発に対し強い萎縮効果を発生させることになることを危惧するためです。

#### ■意見 1 1

##### ○該当項目

##### 5. (3) 生成物の著作物性について

##### ○意見内容

p. 35 のイの二つ目の○で例として①から③で整理されている創作的寄与の判断要素については、画像系の生成 AI を念頭に置かれて整理されたものと推察されるところ、言語生成 AI 等の他の AI の場合には必ずしもこの要素が該当しない場合もあると考えられることから、現状「例として、著作物性を判断するに当たっては、以下の①～③に示すような要素があると考えられる」とある部分について、「例えば、画像生成 AI について著作物性を判断するに当たっては、以下の①～③に示すような要素があると考えられる」のように、これが画像生成 AI を念頭においたものであることを明記すべきと考えます。

#### ■意見 1 2

##### ○該当項目

##### 6. 最後に

##### ○意見内容

本素案のような考え方を示すのであれば、「現状における技術の進展」を踏まえた上での「表現上の本質的特徴」の範囲に関する基本的な考え方や、従来の裁判例の傾向等について基本的な考え方をまとめ、本素案とあわせて広く国民に情報提供を行うべきと考えます。さもなければ、極めて短時間に大量の創作物を生成可能であるという生成 AI の特徴とあいまって、単に作風に共通点がある等の「表現それ自体でない部分や表現上の創作性がない部分について既存の著作物との同一性がある」に留まる場合において、AI 利用者や生成 AI を用いたサービス提供を行う事業者に対して誤った権利主張がされることに起因する紛争発生リスクを増大させ、結果として生成 AI の開発や利用に対し強い萎縮効果を発生させる危険があると考えられるためです。

研究者からも、表現とアイデアの区別については「何が画風・作風にあたるのかの検討、および学習対象著作



物の表現が保存されていると言えるのかどうかの技術的な検討を踏まえた法的評価、という難問」(奥邨弘司「生成 AI と著作権に関する米国の動き」コピーライト 747 号 (2023) 31-51 頁[47 頁]) との指摘がされているのであり、この点をケアしないまま本素案のような考え方のみを拙速に示すべきではないと考えます。「著作権制度に関する基本的な考え方とともに、広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要」です。

以上